

# 浜田駅周辺イルミネーション業務仕様書

## 1 業務の目的

浜田駅周辺においてイルミネーションを実施することにより、中心市街地の賑わい創出と夜間景観の向上を図ることを目的とする。3年間をかけて機器を順次増設しながら、浜田駅周辺イルミネーション全体を完成させる。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

浜田駅周辺イルミネーション業務

### (2) 委託期間

契約締結日から令和11年3月16日（金）まで

※ 本業務は単一の事業者が継続して受託することで、デザインコンセプトから設置、管理、撤去に至るまで一貫した視点で事業を推進することにより、イルミネーション全体の統一感と質の向上を図ることを目的として3か年の契約とする。

## 3 イルミネーション設置場所及び点灯期間等

イルミネーションの点灯について毎年度以下のとおり行う。

(1) 点灯期間 11月23日から2月末日まで

(2) 点灯時間 日没～午後10時

※日没とは 午後5時から午後6時頃のこと。

※大晦日のみ午前2時まで点灯する。

(3) 設置場所 万灯山公園、県道浜田停車場線（詳細は別紙図面のとおり。）

## 4 業務内容

(1) イルミネーションのデザイン及び実施計画書等の提出

3年間でどのようなイルミネーションを完成させたいか、全体のテーマやコンセプトを具体的に設定し、各年度のデザイン及び実施計画書を提出すること。なお最終的な設置場所やデザインは浜田市（以下、「市」という。）と受託者が協議の上決定するものとする。

(2) イルミネーション機材等の調達

イルミネーション機材については、原則として新たに購入すること。

なお、イルミネーションの内容をより充実させるため、受託者が購入するイ

ルミネーション機材に加えて「6 市保有機材」に示す機材を活用することができる。また、市が保有する「Twinkly-PRO」については必ず使用するものとする。

(3) イルミネーションの設置及び撤去

上記(1)においてデザイン・設計したイルミネーション機材の設置及び撤去を行うこと。なお、本業務にはイルミネーションの点灯に必要となる電源の引き込み（電力会社への申請及び仮設電源工事等）を含むものとする。また、撤去後は市が用意する保管場所へイルミネーション機器等の運搬・収納を行うこと。

(4) イルミネーションの保守点検及び維持管理業務

実施期間中は定期的に巡回・点検を実施し、不点灯電球や漏電、断線等の不具合が判明した場合は速やかに対応を行い、結果を市に報告すること。また、荒天時等の危機管理・安全確保に努めること。

(5) 打合せの実施

上記業務内容に係る打ち合わせを、浜田市役所又は現地にて必要に応じて実施すること。なお、軽微な打ち合わせや報告については電子メールによる打ち合わせを可とする。

## 5 業務実施に係る要件等

業務実施に係る要件等は、次のとおりとする。

(1) イルミネーションのデザインに関する要件

ア 事業の目的を踏まえたテーマ・コンセプトを設定すること。

イ 万灯山公園内のヒマラヤスギはシンボルツリーとして「Twinkly-PRO」を使用した装飾と演出を検討すること。

ウ 県道浜田停車場線においては両側歩道へ装飾を行うこと。

エ 色彩や点滅パターンに工夫を凝らし、幅広い世代に親しまれるイルミネーションとなるよう検討すること。ただし県道浜田停車場線においては、車両や歩行者等の安全に配慮し、点滅は禁止とする。

オ 「SNS映え」を意識し、浜田駅周辺を利用する機会が少ない市民や観光客の来訪動機となるような、話題性のあるデザイン・演出とすること。

カ 周辺の景観との調和を図ること。また、昼間の景観にも配慮すること。

キ 設置場所及びイルミネーションを設置する対象物について、必ず現地確認を行うこと。

ク 位置・高さ・色彩や演出内容が車両や歩行者等の通行、地域住民の日常生活、周辺施設の営業等を妨げることが無いよう配慮したデザインとすること。

- ケ デザイン作成に当たっては、著作権に配慮すること。
- (2) 使用するイルミネーション機器等に関する要件
- ア 4（2）の規定に従うこと。
- イ アを原則とするが、受託者が保有するイルミネーション機材等を自主的に使用することも可能とする。この場合において、受託者の保有物であることが区別できるよう対応しておくこと。
- ウ 電球は原則としてLED電球を使用すること。
- エ 機器を購入する際はパワーコード等も併せて購入し、受託者の備品で賄うことのないようにすること。
- (3) イルミネーション機器等の設置・撤去に関する要件等
- ア 設置にあたっては関係法令等に従い適切な処置を行うこと。
- イ 落下や倒壊等の事故が発生しないよう受託者の責任のもと十分注意して設置し、延焼や漏電を防止するための安全な措置を講ずること。
- ウ 公園利用者や歩行者が機器に触れる可能性のある場所に設置する場合は、安全性及びいたずら防止を考慮すること。
- エ 樹木等に設置する場合は、樹木に損傷を与えないよう考慮すること。
- オ 電源の引き込み等に係る工事費用は委託料に含めること。
- カ 県道浜田停車場線の配線については、別紙「（参考資料）前年度設置箇所」を参考とすること。
- キ 県道浜田停車場線のイルミネーション点灯に係る電気使用料を委託料に含めること。
- ク 万灯山公園内の電源を使用する場合は、事前に市に電気容量等の確認を行うこと。なおその場合、万灯山公園の電気使用料は市負担とし、委託料に含めない。
- ケ 業務実施に係る関係機関（浜田警察署、中国電力）との協議・許可申請等の手続きは受託者が行うこと。
- コ 点灯の概ね1週間前までに市の担当者立ち合いの下で試験点灯を行い、指摘事項については、修正の上、再度試験点灯を行うこと。
- (4) 点灯期間中における要件等
- ア 点灯時間は、デジタルタイマーでの管理を基本とすること。
- イ 点灯期間中にトラブル（電球切れ、故障等）が発生した場合には、受託者において迅速に復旧等の対応を行い、市に報告を行うこと。また、荒天時等における危機管理・安全確保に努めること。
- (5) その他の要件等

- ア 本事業において調達するイルミネーション機器等の財産権は、原則市に帰属するものとする。
- イ 本事業におけるイルミネーションのデザインなどに関する著作権及びその他の無体財産権は全て市に帰属するものとする。
- ウ イルミネーションの施工等に当たっては、市と十分に協議すること。
- エ 設計、施工・撤去、材料調達、維持管理などにおいて再委託をする場合は、できる限り市内事業者を活用すること。
- オ 受託者は、本事業の実施にあたり適用を受ける関係法令等を遵守すること。
- カ 本業務における受託者の責に起因する事故及び損害等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、受託者においてその損害を賠償することとする。なお、保険等に参加する場合の費用については、受託者の負担とする。

## 6 市保有機材

4(2)のとおり【資料1】に示すイルミネーション機材を使用することができる。

- (1) 使用時は保管場所（三階町）より搬出し設置を行う。撤去後には、保有機材の点検を行い、保管場所（三階町）へ返却するものとする。なお、保管場所からの搬出搬入については、監督職員が立会する。
- (2) 【資料1】に示す保有機材は新品ではないため、正常な動作を保証するものではない。使用に係る機材の状態の確認は受託者が行うこと。また、使用できない機材については市へ報告を行うこと。

## 7 成果品の提出

業務完了後、記録写真等を含む実績報告書を次の形式により市に提出すること。提出時には、市の担当者に対し、内容の説明を行うこと。

また、市の保有する機材と追加で調達した機材等をまとめた「保有機器リスト（写真付）」を作成し、市に提出すること。

紙媒体 1部

電子媒体 電子媒体一式

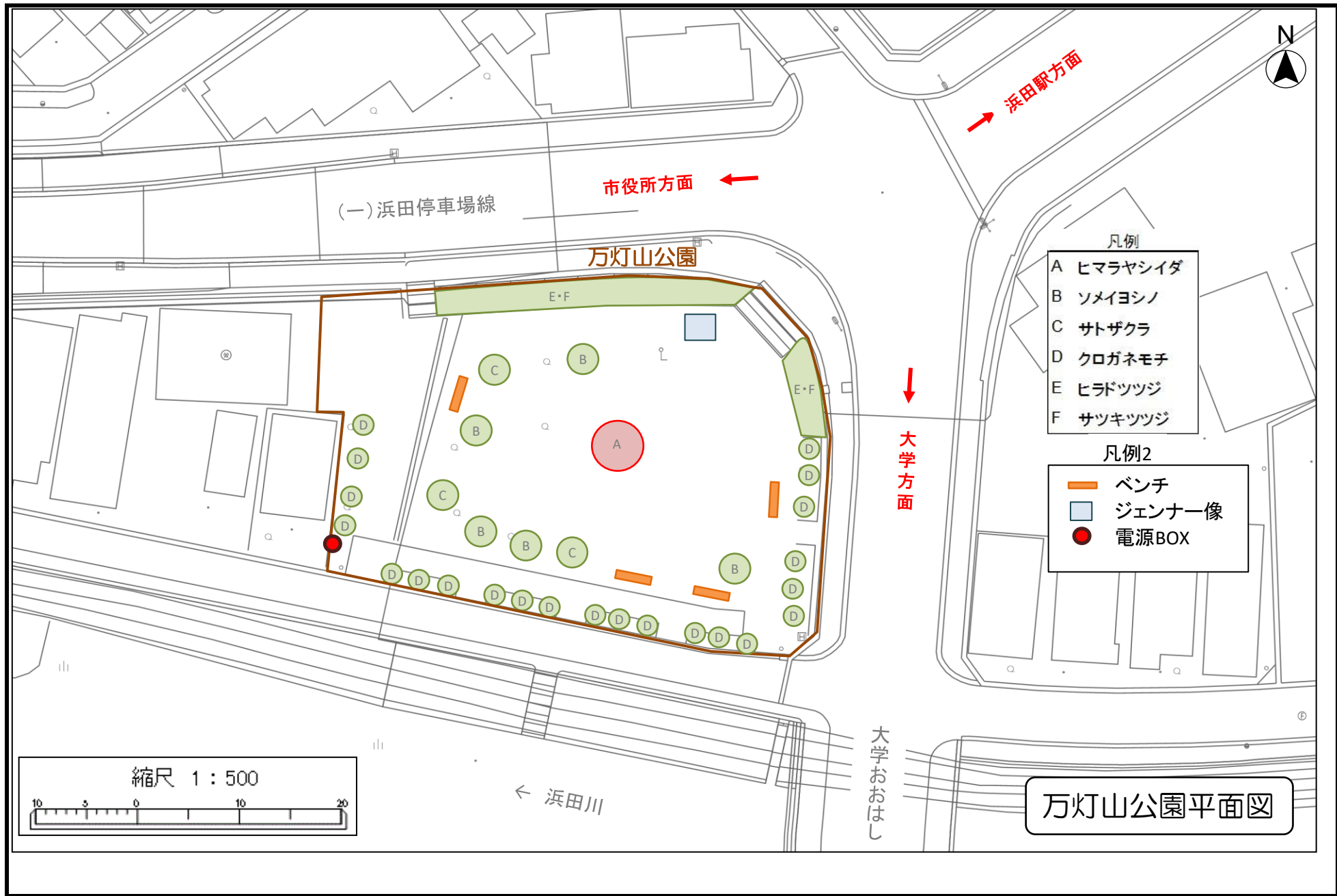
提出先 浜田市都市建設部建設企画課都市計画係

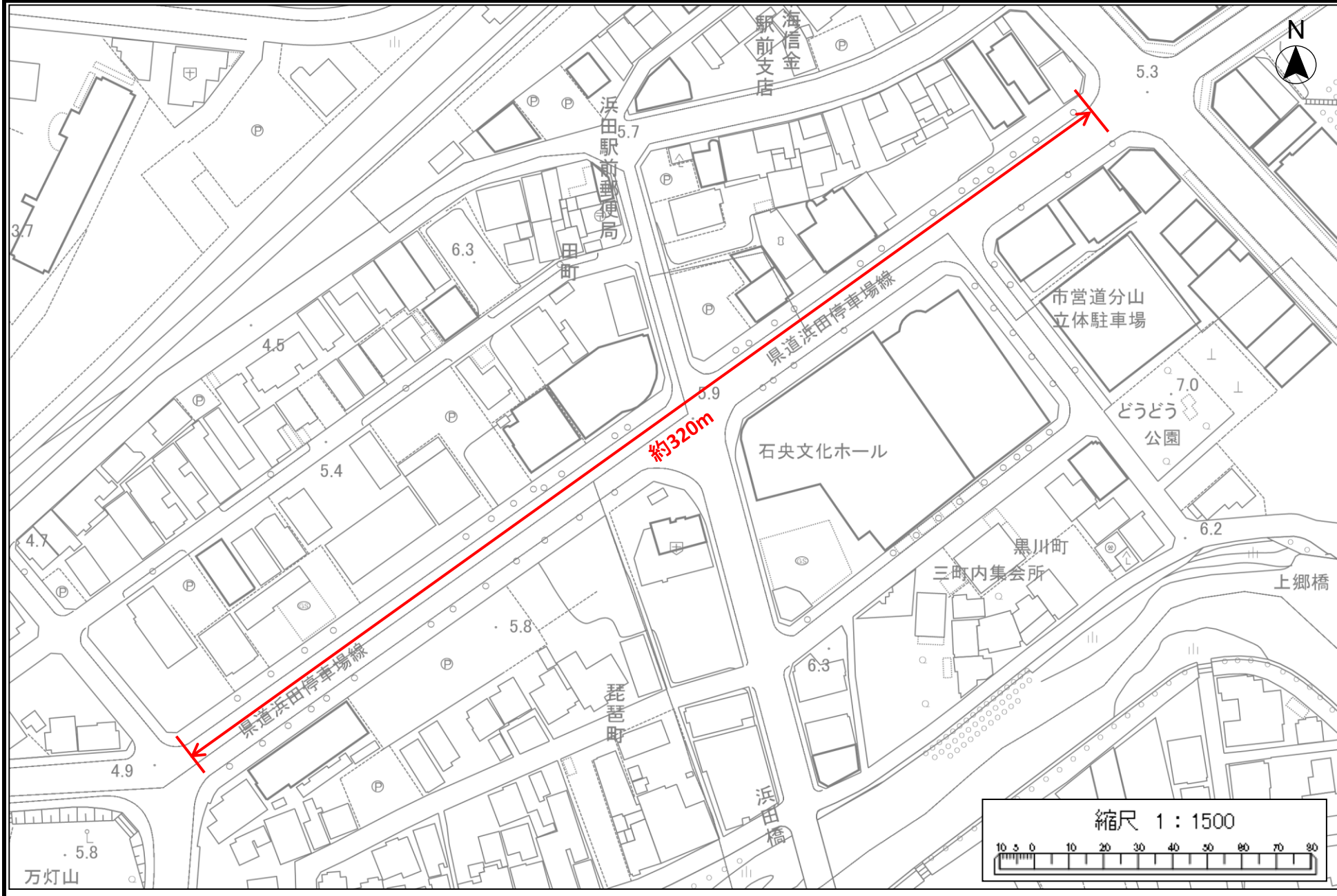
## 8 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、市担当職員及び関係機関と適宜協議を

行い、十分に調整して行うこと。

- (2) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び本仕様書を遵守するとともに、市の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の進捗に応じて、定期的に市に報告を行わなければならない。
- (4) 市は、受託者の業務遂行に必要な資料等の収集に協力することとする。受託者は市から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用してはならない。
- (5) 業務の実施により得られた成果物、情報等については、市に帰属するものとし、受託者は、市の許可なく使用又は流用してはならない。
- (6) 仕様書に定めがない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、市と協議して定める。





(参考資料) 前年度設置箇所



※ ●印が今回のイルミネーションの設置箇所とする

--- ケーブル撤去  
 - - - ケーブル残置

【資料1】

市保有機材

保管場所：KDD倉庫（浜田市三階町）

	品名	長さ	数量	単位	備考
①	電飾コード 青	-	34	本	
②	電飾コード 赤	-	2	本	
③	電飾コード オレンジ	-	1	本	
④	電飾コード 緑	-	1	本	
⑤	電飾コード 白	-	16	本	
⑥	電飾コード 電源部	-	9	組	
⑦	Wi-Fiルーター (MR600)	-	1	台	収納BOX入り
⑧	スイッチングHUB	-	1	台	収納BOX入り
⑨	Twinkly-PROパワーコントローラー	-	5	台	収納BOX入り
⑩	Twinkly-PROストリングスデュアル黒RGB	17.5m	30	本	
⑪	Twinkly-PROリード延長ケーブル黒	5m	30	本	
⑫	電飾コード 400球 オレンジ・赤・緑・青	-	35	本	
⑬	円形パイプ E19	-	30	本	
⑭	ストレートパイプ E19	4.5m	40	本	
⑮	ストレートパイプ E31	3.6m	7	本	

※正常な動作を保証するものではない。

※点灯確認については受託者が行うこと。